

徳島県勝浦郡上勝町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 上勝町議会は、「分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした上勝町の持続的で豊かで住みよい町づくりの実現に寄与すること」を目的として、平成23年9月28日に上勝町議会基本条例を制定している。
2. 一般質問においては、平成24年3月定例会から現在まですべての定例会において、議長を除く議員全員が一般質問をしている。議員それぞれが地域住民の意向を反映した非常に活発な質問により町政を監視している。
3. 平成24年12月定例会においては、議案平成24年度上勝町一般会計補正予算（補正第4号）を否決するなど厳しい監視機能を発揮している。

2 住民に開かれた議会

1. 議会日程については、町内放送及びホームページでお知らせし、住民の議会への関心を高めるよう努力している。
2. 議会ホームページに、議決書・議会だより・議員名簿等を掲載している。
3. 議会だよりは、議員自ら原稿を作成し、議会広報調査特別委員会（5人）で編集している。編集には議会事務局職員は加わず委員のみで熱心に行っている。議会だよりは年間4回発行しており、1回の発行に4日必要で、年間16日間を費やしている。住民にわかりやすく読みやすい紙面作りを心がけている。
4. 一般質問は、対面式・一問一答方式としており、傍聴者に対しわかりやすくなるよう心がけている。また、傍聴者に一般質問の通告書を配布し質問の内容をより理解しやすくなるよう努めている。